

記章製造・修理等請負契約書

日本弁護士連合会を甲とし、独立行政法人造幣局を乙として、甲と乙は、次のとおり、記章の製造・修理等の請負契約を締結する。

記

(総則)

第1条 甲は、乙に対し、継続的に下記の記章（以下「記章」という。）の製造・修理等の業務を注文し、乙はこれを請け負うことを約する。

記章の表示

名称 弁護士記章

材質 銀製・金製

仕様 添付の仕様書による

- 2 乙は、前項の仕様書に定めるところに従って記章の製造・修理等を行うものとし、別に定める納期内に、甲の指定する場所に納品する。
- 3 仕様書に定めがない事項については、甲と乙とが協議のうえ定める。
- 4 甲は、乙に対し、別途、記章の铸つぶしの業務を委託することができる。その詳細は甲と乙とが協議して定める。

(請負代金)

第2条 甲は、乙と協議のうえ定める期限に、記章の製造・修理等の請負代金を支払うものとする。

- 2 請負代金とその支払方法は、甲と乙とが別途協議のうえ定める。

(個別請負契約)

第3条 甲と乙は記章の製造について、本契約とは別に個別の請負契約を締結するものとする。

- 2 前項の個別請負契約で定められた条項は、本契約の条項に優先するものとし、定めのない事項については、本契約の条項が適用されるものとする。

(仕様書等の誤り等)

第4条 乙は、甲の仕様書に誤りまたは記載漏れを発見したときは、直ちに、その旨を甲に通知し、その確認を求めるものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに、乙の立会いのもとに、調査を行うものとする。
- 3 甲は、乙の意見を聴いたうえ、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後5日以内に、その結果を乙に通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない事由があるときは、甲は乙と協議して、当該期間を延長することができる。
- 4 第2項の調査の結果、第1項の事実が確認され、必要があると認められるときは、

甲は、乙と協議のうえ、仕様書の訂正または変更を行うものとする。

5 前項により仕様書の訂正または変更があったときは、甲と乙は、協議のうえ、納期、請負代金その他の契約条件を変更することができる。

(仕様書の変更)

第5条 甲は、前条のほか、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、仕様書を変更することができる。この場合において、納期、請負代金その他の契約条件を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議のうえ変更することができる。

(納期の延長)

第6条 天災その他甲および乙の責めに帰することのできない事由によって納期内に記章の納品ができないときは、甲と乙とが協議のうえ納期を延長することができる。

(請負代金の変更)

第7条 予期できない特別の事情によって日本国内において急激な貴金属地金価格の変動等があつて、請負代金の額が著しく不相当となったときは、甲と乙とが協議のうえ請負代金を変更することができる。

(検査)

第8条 乙は、記章の製造または修理等を終えたときは、その旨を甲に通知するものとする。

2 甲は、乙から記章の納品を受けたときは、その検査を行うものとする。

(所有権の移転時期)

第9条 乙が製造した記章の所有権は、甲が乙から記章の引き渡しを受けたときに、乙から甲に移転する。

2 前項の所有権の移転前にまでに生じた記章の滅失・破損による損害は乙の負担とし、前項の所有権移転後に生じた記章の損害は、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き甲の負担とする。

(瑕疵担保)

第10条 乙は、甲に引き渡した記章に瑕疵が発見された場合は、担保の責めを負う。

(契約有効期間)

第11条 本契約は、2005年4月1日から1年間とする。ただし、甲と乙との合意のうえ更新することができる。更新する場合は、別途契約書を作成する。

(権利の譲渡等)

第12条 甲または乙は、本契約に基づいて生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

(秘密の保持)

第13条 甲または乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らし、または他の目的に使用してはならない。ただし、法令の規定に基づき開示する必要がある場合に、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(損害賠償責任)

第14条 甲から預託された個人情報が漏洩された場合は、乙は、すみやかに甲に連絡するとともに、個人情報の回収、被害拡大の防止等に誠実に対応しなければならない。

この場合において、甲に損害が発生したときは、乙は、甲に対して損害を賠償しなければならない。

(特許権等の使用)

第15条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲の所有する特許権等を使用するときは、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第16条 甲または乙が本契約の履行に際して第三者に損害を与えたときは、その損害の発生につき責めを負うべき者が賠償しなければならない。ただし、甲と乙の両者がその損害の責めを負うべき場合には、その割合を、甲と乙とが協議のうえ定める。

2 前項の場合その他記章の製造について第三者との間に紛争が生じたときは、甲と乙とは協力してその処理に当たるものとする。

(契約の解除)

第17条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方は、本契約を解除することができる。

(1) 本契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき（次項に規定する場合を除く。）。)

(2) 本契約の履行について、乙または乙の使用人に不正行為があったとき。

2 甲または乙は、天災その他乙の責めに帰することができない事由により、明らかに記章が完納される見込みがないと認められるときは、本契約を解除することができる。

3 甲または乙は、前2項の規定によるほか、相手方と協議のうえ本契約を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第18条 前条第1項の規定により甲が本契約を解除した場合において甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

2 前条第1項の規定により乙が本契約を解除した場合において乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3 前条第2項の規定により本契約が解除されたときは、甲または乙は、相手方に対して損害の賠償をしなければならない。この場合における賠償額は、甲と乙とが協議のうえこれを定める。

4 前条第3項の規定により本契約が解除されたときは、甲または乙は、相手方が損害を受けた場合にはその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲と乙とが協議のうえこれを定める。

(法令の遵守)

第19条 甲と乙は、日本国の法令を遵守して、本契約を誠実に履行するものとする。

(協議)

第20条 本契約書に定めのない事項は、甲と乙とが協議のうえこれを定めるものとする。

上記の契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各々1通を保有する。

2005年4月1日

(甲)

東京都千代田区霞が関1丁目第8番8号
日本弁護士連合会
事務総長 山 岸 憲 剛

(乙)

大阪府大阪市北区天満1丁目第8番7号
独立行政法人造路局
理事長 西 原 篤 夫

本製品製造については、以下の仕様にに基づき丁寧に製造するものとする。

1. 製品仕様

- ① 記章の種類 製記章及び製記章

- ## ② 製造の内容

- ③ 

2. 製造の方法

- ### 3. ケース

- イ. 製 豆桐箱
ロ. 製 ベツチンケース

- ロ.  製 ベツチンケース

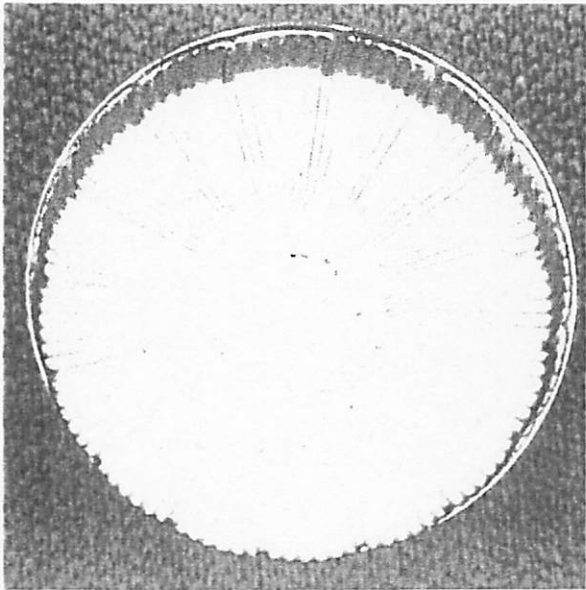
4. その他

- ① この仕様書に明示されていない事項であっても、当然行うべき加工については見本品を参考に怠りなく行うこと。
- ② この仕様書に疑義を生じた場合は、日本弁護士連合会と独立行政法人造幣局職員と綿密に打合せのうえ加工するものとする。

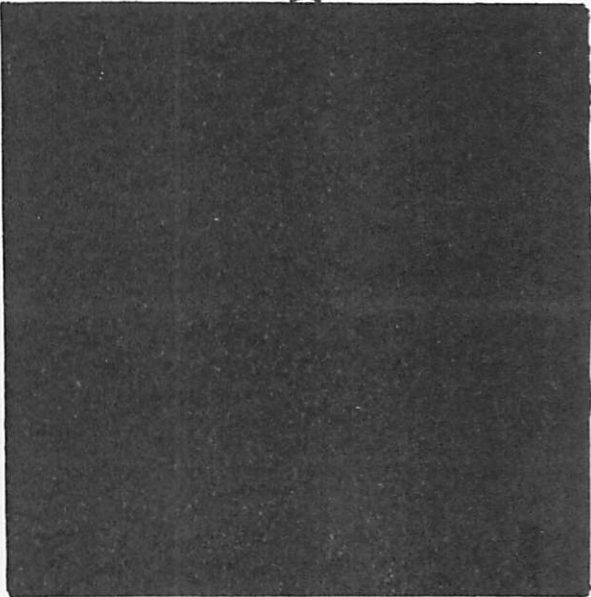
日本弁護士連合会弁護士会員記章 ()

図柄

表



裏



製品仕様

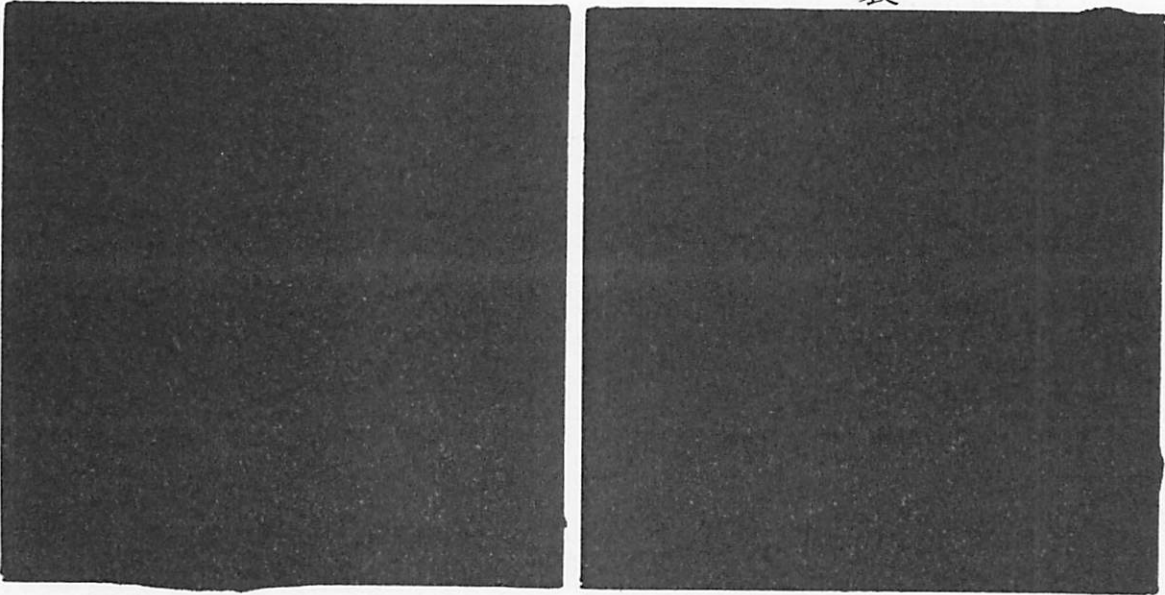
大きさ	
表面	
裏面	
材料	
備考	

日本弁護士会外国特別会員記章()

図柄

表

裏



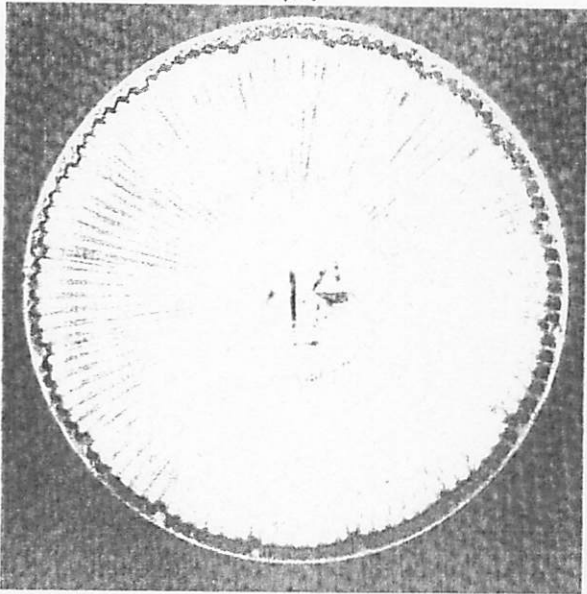
製品仕様

大きさ	
表面	
裏面	
材料	
備考	

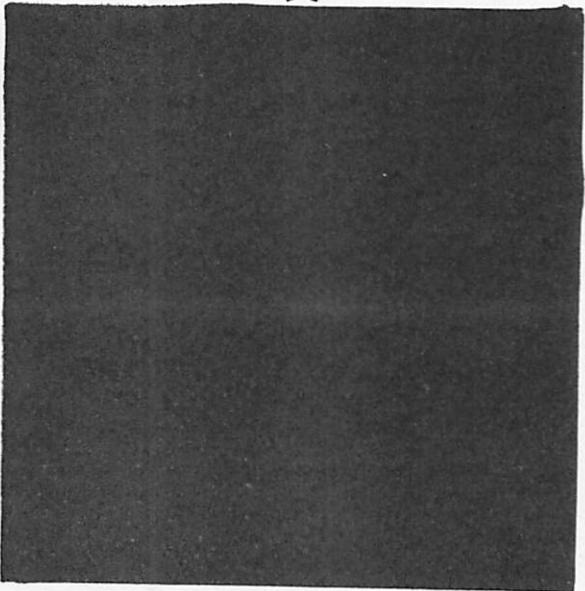
日本弁護士連合会弁護士会員記章 ()

図柄

表



裏



製品仕様

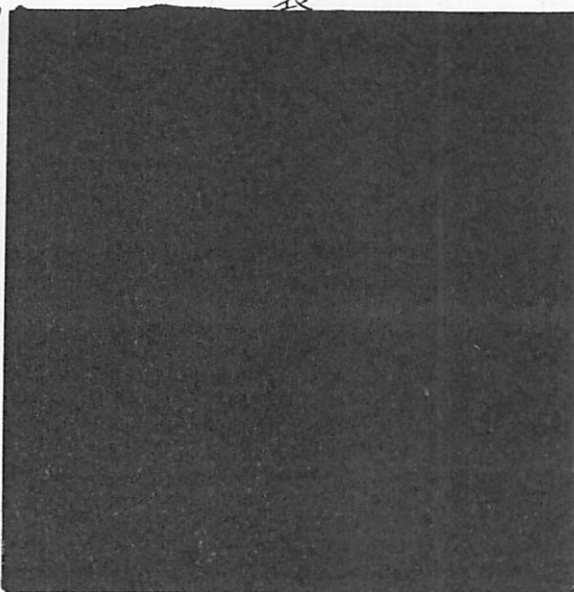
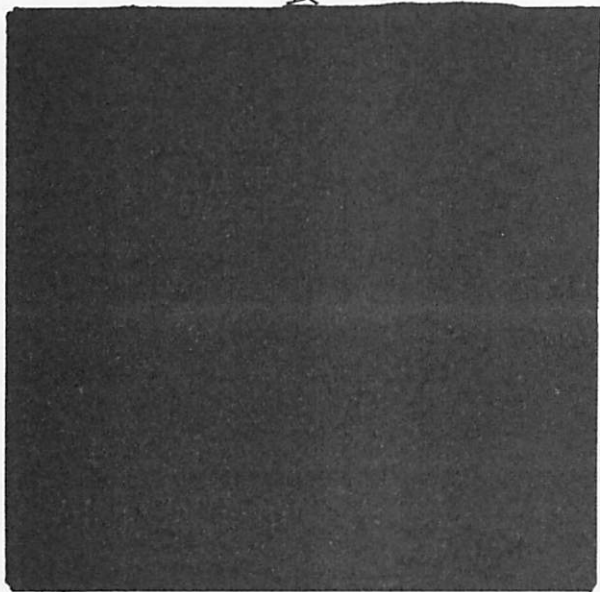
大きさ	
表面	
裏面	
材料	
備考	

日本弁護士会外国特別会員記章 ()

図柄

表

裏



製品仕様

大きさ	
表面	
裏面	
材料	
備考	

日本弁護士連合会記章修理等仕様書

記章の修理等については、以下の仕様に基づき丁寧に行なうものとする。

1. 修理等の種類

① 記章の種類  製記章及び  製記章

② 修理の内容 

③  

2. 修理の方法



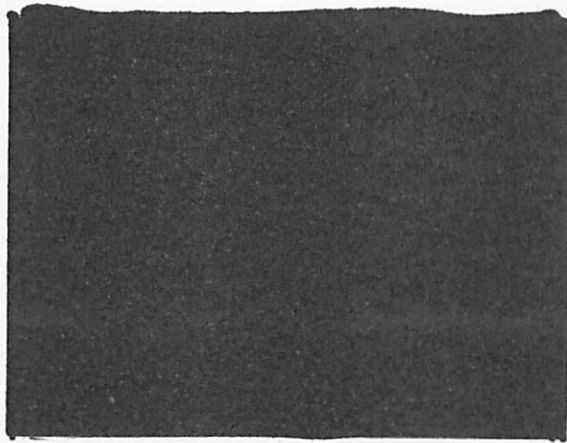
3. その他

- ① 修理等完了後、記章の汚れを十分に落とすこと。
- ② 修理等済みの記章の納入に際しては、プラスチックケースに収め納入すること。
- ③ この仕様書に明示されていない事項であっても、当然行なうべき修理等については見本品を参考に怠りなく行うこと。
- ④ この仕様書に疑義を生じた場合は、日本弁護士連合会と独立行政法人造幣局職員と綿密に打合せのうえ修理等を行なうものとする。

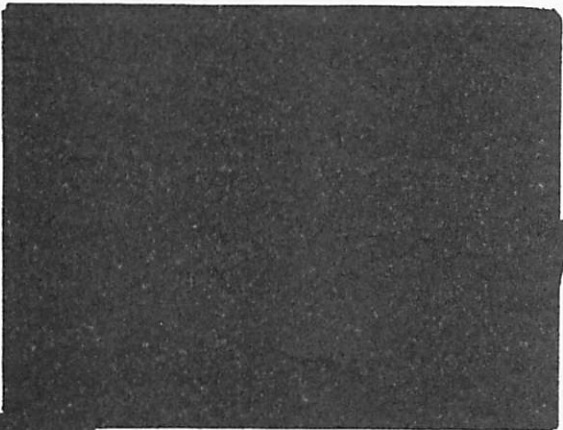
改造図・修理図

日本弁護士記章修理等

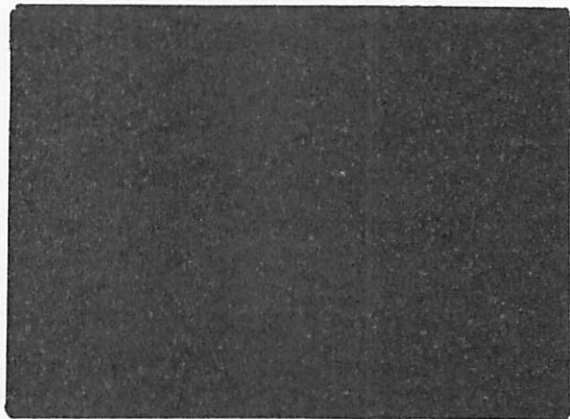
改造前



改造後

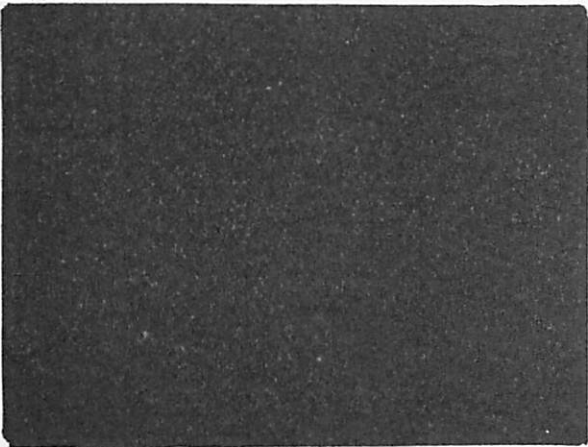


改造後

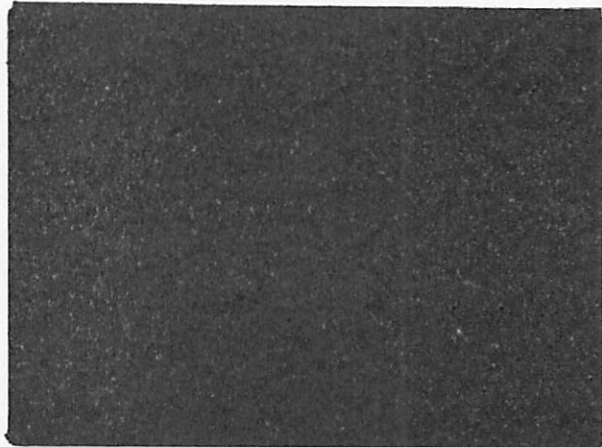


日本弁護士記章修理

修理前



修理後



更 新 契 約 書



日本弁護士連合会を甲とし、独立行政法人造幣局を乙として、甲と乙は、
2005年4月1日付にて甲乙間で締結した「記章製造・修理等請負契約
書」(以下「原契約書」という。)の更新に関し、次のとおり契約を締結する。

記

第1条 甲と乙は、原契約書第11条のただし書きの規定に基づき、原契約
書を更新することに合意し、その有効期間は2014年4月1日から1年
間とする。

第2条 更新契約書の内容は、第11条の契約有効期間を除き、全て原契約
書の各条項をそのまま継承するものとする。

第3条 原契約書第2条第2項に定める請負代金のうち、修理に関する請負
代金の額は、別紙「平成26年度日本弁護士連合会会員記章修理等価格
表」のとおりとする。

上記の契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、
各々1通を原契約書とともに保有する。

2014年3月11日

甲 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号
日本弁護士連合会
事務総長 荒

中

乙 大阪府大阪市北区天満1丁目1番79号
独立行政法人造幣局
理 事 西 田 秀 治

平成26年度日本弁護士連合会会員記章修理等価格表

製品仕様		作業区分	価格(税込)		備考
弁護士記章 ( 製)	ネジ式	改造・修理		円	
		番号彫り		円	
	ピン式	改造・修理		円	
		番号彫り		円	
	タイタック式	改造・修理		円	
		番号彫り		円	
弁護士記章 ( 製)	ネジ式	改造・修理		円	
		番号彫り		円	
	ピン式	改造・修理		円	
		番号彫り		円	
	タイタック式	改造・修理		円	
		番号彫り		円	
外国法事務弁護士記章 ( 製)	ネジ式	改造・修理		円	
		番号彫り		円	
	ピン式	改造・修理		円	
		番号彫り		円	
	タイタック式	改造・修理		円	
		番号彫り		円	
外国法事務弁護士記章 ( 製)	ネジ式	改造・修理		円	
		番号彫り		円	
	ピン式	改造・修理		円	
		番号彫り		円	
	タイタック式	改造・修理		円	
		番号彫り		円	

平成26年4月～平成27年3月までの注文について適用する

記章製造請負契約書



日本弁護士連合会を甲とし、独立行政法人造幣局を乙として、甲と乙は、2005年4月1日付で締結した「記章製造・修理等請負契約」（以下「原契約」という。）第3条に基づき、次のとおり記章製造個別請負契約を締結する。

記

（趣旨）

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり記章製造を注文し、乙は、これを請け負うものとする。

- ① 品 名 弁護士記章
- ② 数 量 別紙「製造内訳書」のとおり
- ③ 納入場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 日本弁護士連合会
- ④ 納 期 平成26年12月5日
- ⑤ 請負代金 金 [REDACTED] 円
（うち消費税及び地方消費税 [REDACTED] 円）

（業務等の履行）

第2条 甲および乙は、別添仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、原契約および本契約に定める条項を履行しなければならない。

- 2 別紙仕様書に定めがない事項については、甲および乙が協議のうえ定める。
- 3 乙は、前条に規定する弁護士記章（以下単に「記章」という。）を同条に規定する納期内に甲に完納し、甲は、第4条の規定により前条に規定する請負代金を支払うものとする。
- 4 乙は、甲から特に指示を受けたときは、前条に規定する納期内において記章を分納することができる。この場合にあつては、乙は、甲に対し前条に規定する請負代金のうち分納数量に対する代金をその都度請求することができる。

（納入および所有権の移転等）

第3条 甲は、乙から記章の納入を受けたときは、速やかに、記章の検査を行うものとする。

- 2 乙は、記章が甲の検査に合格しないときは、これを補修し、または取り替えなければならない。
- 3 記章の所有権は、記章の納入のときに乙から甲に移転するものとする。

（請負代金の支払い）

第4条 乙は、第2条第3項の規定による記章の納入の後、直ちに第1条に規定する請負代金の請求書を送付し、甲は、記章の納入を受けた日から40日以内にその請求代金を支払うものとする。

- 2 前項の規定は、第2条第4項に規定する分納について準用する。

(延滞違約金等)

第5条 乙の責に帰すべき事由により乙が第1条に規定する納期内に記章を完納できない場合において、甲は、乙が納期後に記章を完納することができると認めるときは、乙から延滞違約金を徴収したうえで納期を延長することができる。

2 前項の延滞違約金の額は、請負代金から第1条に規定する納期内に納入を受けた記章分に相当する請負代金を控除した金額に、同納期から実際の納付日まで、年3.00%の割合により乗じ日割り計算により算定する金額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により前条の規定による請負代金の支払いを遅延した場合は、甲は、乙に対し、未払金額にこれに対する遅滞の日の翌日から支払い日まで、年3.00%の割合により乗じ日割り計算により算定する金額の遅延損害金を付して支払うものとする。

(契約外の事項等)

第6条 本契約および原契約に定めのない事項ならびに本契約および原契約に定める条項の解釈につき疑義が生じた場合は、甲および乙が協議のうえ定める。

上記の契約の証として本契約書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

平成26年3月11日

甲 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号
日本弁護士連合会
事務総長 荒

印

乙 大阪府大阪市北区天満1丁目1番79号
独立行政法人造幣局
理事 西 田 秀 治

別 紙

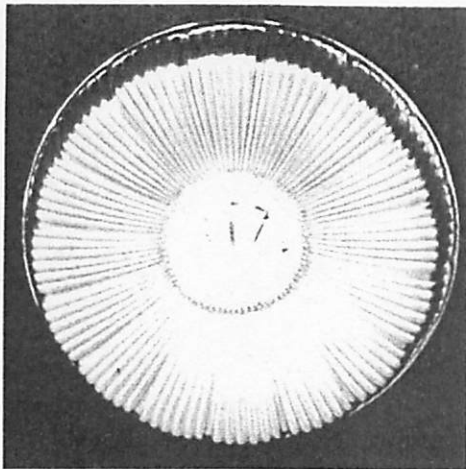
製 造 内 訳 書

型 式	材質	個 数	番 号	納 期
芯棒（ネジ）式		5 0 0	有（No.50486～50985）	平成26年 8月4日
芯棒（ネジ）式		1 0 0	無	平成26年 8月4日
バックピン式		2 0	無	平成26年 8月4日
タイタック式		4 0	無	平成26年 8月4日
芯棒（ネジ）式		3 0	無	平成26年 8月4日
芯棒（ネジ）式		1, 5 0 0	有（No.50986～52485）	平成26年12月5日
芯棒（ネジ）式		1 2 0	無	平成26年12月5日
計		2, 3 1 0		

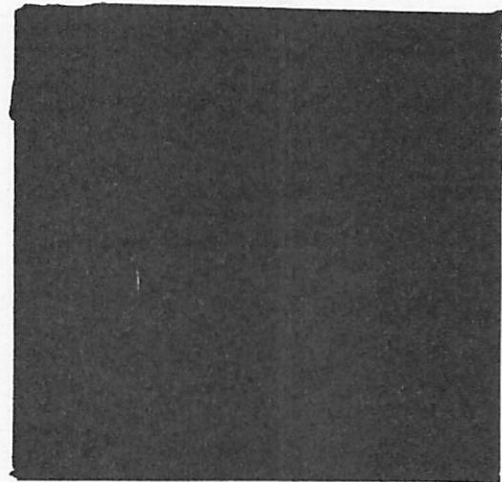
日本弁護士連合会会員記章 ()

図柄

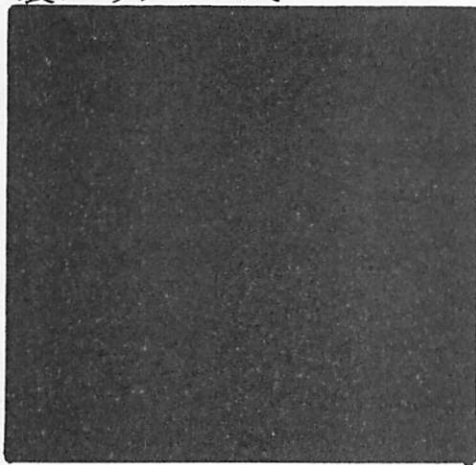
表



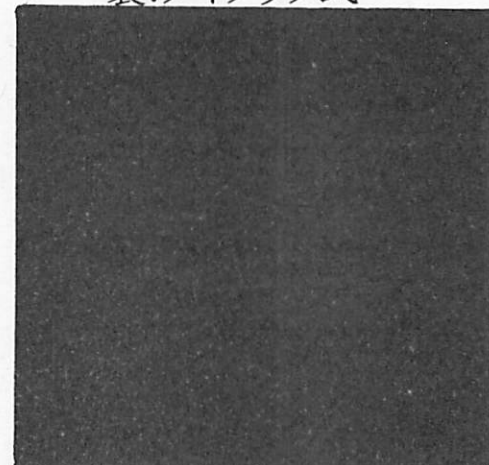
裏: 芯棒(ネジ)式



裏: バックピン式



裏: タイタック式



製品仕様＜ 芯棒(ネジ)式: 2,220個、バックピン式: 20個、タイタック式40個＞

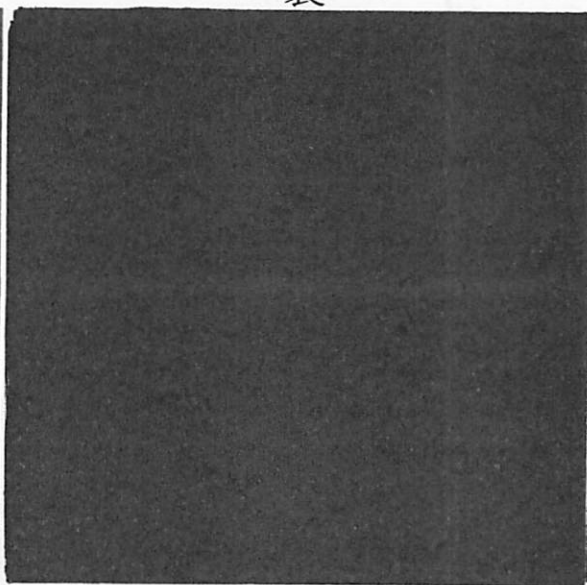
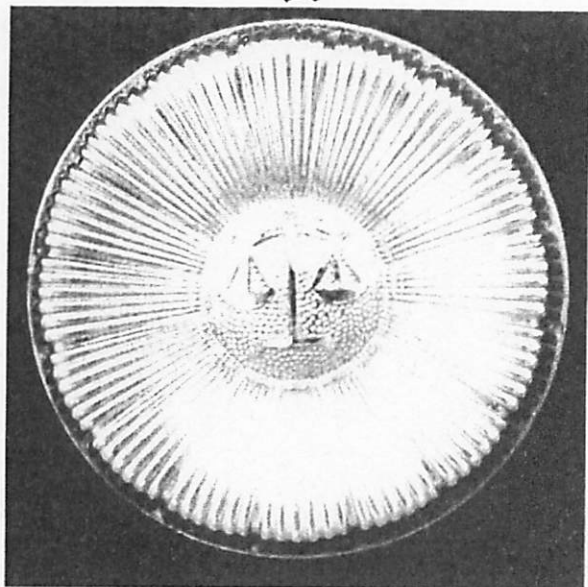
大きさ		
表面		
裏面		
材料		
備考	芯棒(ネジ)式: 番号彫刻有 2,000個 (No.50486～No.52485)	
	芯棒(ネジ)式: 番号彫刻無	220個
	バックピン式 : 番号彫刻無	20個
	タイタック式 : 番号彫刻無	40個

日本弁護士連合会弁護士会員記章()

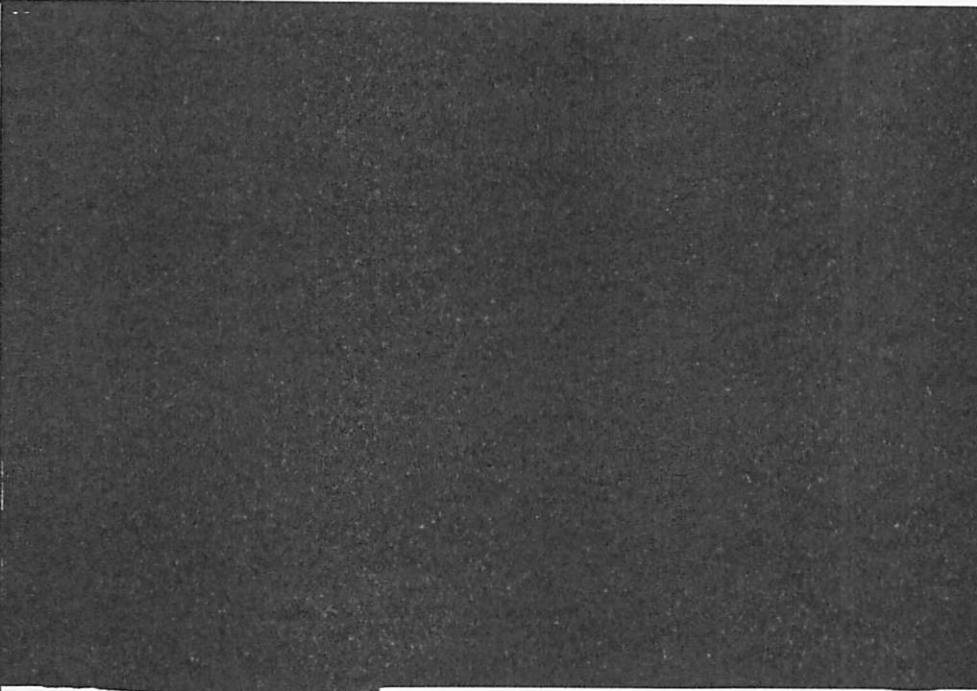
図柄

表

裏



製品仕様(30個)

大きさ	
表面	
裏面	
材料	
備考	
番号彫刻無…30個	

覚 書



日本弁護士連合会を甲とし、独立行政法人造幣局を乙として、甲と乙は、2005年4月1日付にて甲乙間で締結した「記章製造・修理等請負契約書」（以下「原契約書」という。）の第1条及び第2条にかかる記章の修理等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

記

（修理等の仕様）

第1条 原契約書第1条第1項に定める乙が甲から請負う記章の修理等の仕様は、原契約書に添付する「日本弁護士連合会記章修理等仕様書」添付1及び添付2（改造修理）を、本覚書に添付する「日本弁護士連合会記章修理等仕様書」添付1及び添付2（改造修理及び文字彫刻）に読み替えるものとする。

（納入期限）

第2条 乙は、甲から修理等を依頼された記章の受領後2週間以内に当該修理済みの記章を甲あて納入するものとする。

（修理等請負代金の支払）

第3条 更新契約書第3条に定める記章の修理等請負代金の乙から甲への請求並びに甲から乙への支払いは、次の方法で行うものとする。

2 乙は、原契約書第9条の規定に基づき毎月15日までに甲の指定場所において引渡しを完了した修理等済みの記章の修理等請負代金を1か月分として取り纏め、同月20日までに甲あて請求書を送付する。

3 甲は乙の請求書に基づき、修理等の代金を、翌月10日までに乙の指定する金融機関の口座に振込みにより支払う。

第4条 本覚書の有効期間は、2014年4月1日から1年間とする。ただし、甲及び乙が本覚書の更新を希望し、甲乙いずれからも解約する意思表示がなされない場合には、自動的に更新するものとし、以後この例による。

上記覚書締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各々1通を原契約書とともに保有する。

2014年3月11日

甲 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号
日本弁護士連合会
事務総長 荒 中

乙 大阪府大阪市北区天満1丁目1番79号
独立行政法人造幣局
理 事 西 田 秀 治

日本弁護士連合会記章修理等仕様書

記章の修理等については、以下の仕様に基づき丁寧に行なうものとする。

1. 修理等の種類

① 記章の種類

■製記章及び■製記章

② 修理等の内容

(1) 改造修理

■

(2) 文字彫刻

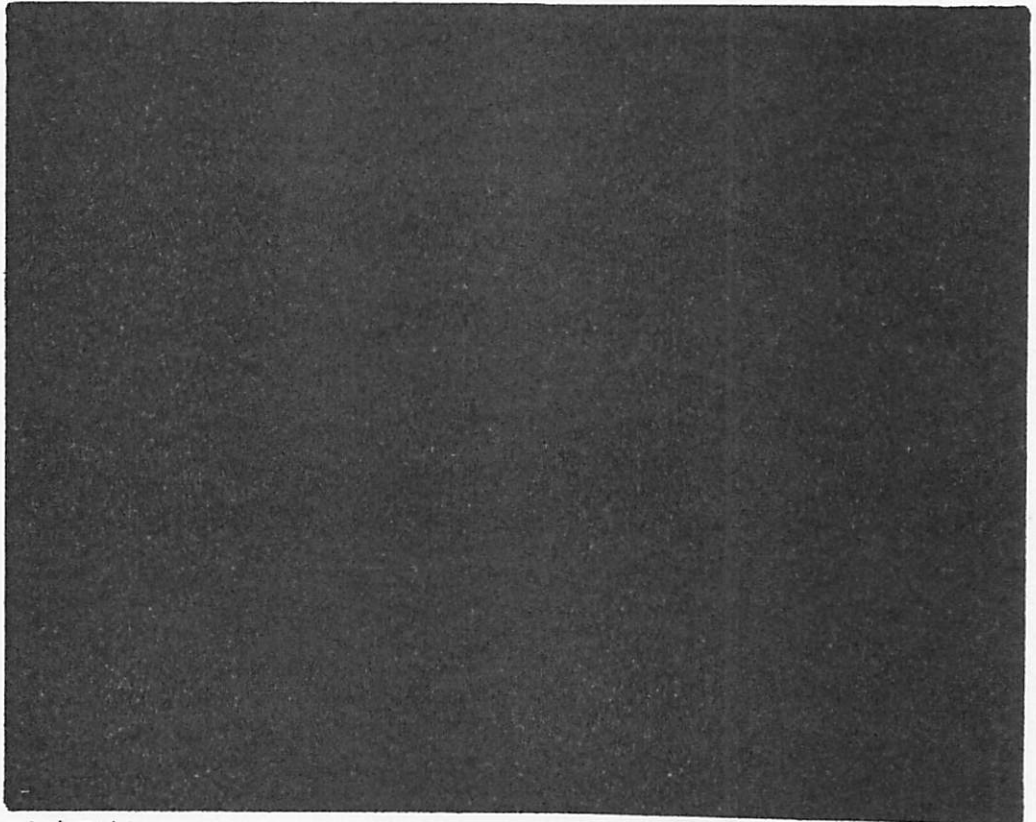
指定の文字を彫刻する。

③ ■

■

2. 修理等の方法

(1) 改造修理



(2) 文字彫刻

イ. 指定の文字を記章の裏に彫刻する。

3. その他

① 修理等完了後、記章の汚れを十分に落とすこと。

② 改造修理済の記章の納入に際しては、プラスチックケースに収め納入すること。

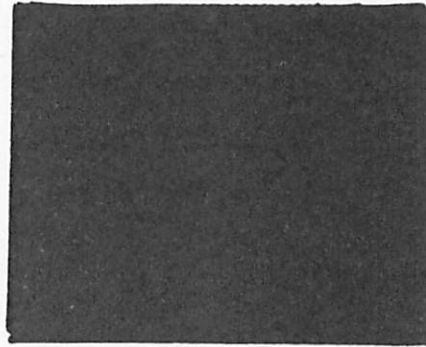
③ この仕様書に明示されていない事項であっても、当然行すべき修理等については見本品を参考に怠りなく行うこと。

④ この仕様書に疑義を生じた場合は、日本弁護士連合会と独立行政法人造幣局の双方の職員で綿密に打合せのうえ修理等を行うものとする。

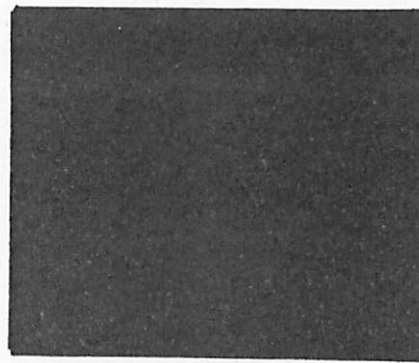
弁護士記章修理等（改造修理図及び文字彫刻図）

（１）改 造 修 理

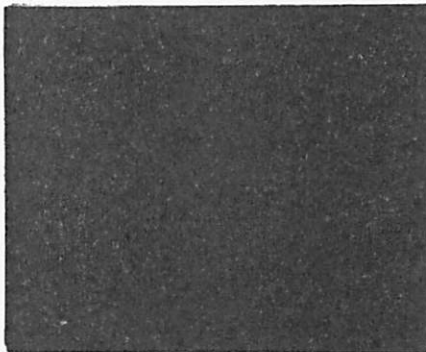
ネ ジ 棒 式



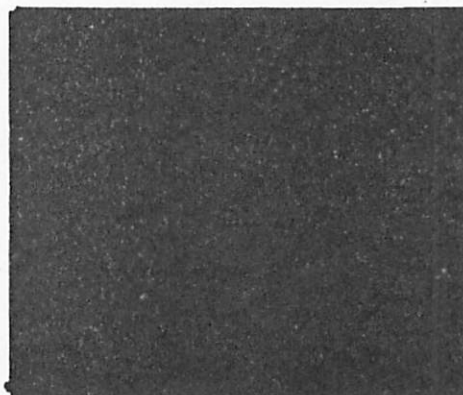
タイタック式



バックピン式



（２）文 字 彫 刻



請求書

100-0013
東京都
千代田区霞ヶ関1-1-3

日本弁護士連合会

様

貴社発注番号

自局伝票番号

2000064150

発行日

2014/08/04

出荷日

2014/08/04

独立行政法人 造幣局

理事 西田 秀 治

件 名: 日本弁護士連合会会員記章、日本弁護士連合会会員記章

受注先

F100000600 日本弁護士連合会

様

出荷元 東京支局

170-0013

東京都豊島区東池袋 4-42-1

TEL 03-3987-3131 (代表)

連絡先

TEL 03-3987-3444

FAX 03-3987-3803

担当者 沼尻 昭人

以下の通りご請求致します。

合計金額		取引通貨	円
うち消費税額		支払期限	2014/09/12
		延滞金利率	年3.00%

明細No.	品目コード 品名 追加条件	数量	単価 単価単位	金額 条件金額	摘要
000010	669E-6WBENAG11 日本弁護士連合会会員記章	660 個	1 個		
000020	669C-FWBENK011 日本弁護士連合会会員記章	30 個	1 個		

備考欄

払込先

トクゾウキョク

独立行政法人 造幣局

振り込み手数料につきましては、お客様のご負担をお願い致します。

平成26年10月9日

独立行政法人造幣局

理事 西田秀治 殿

日本弁護士連合会

事務総長 春名 一 典



弁護士記章番号彫り注文書

別紙一覧のとおり，登録番号と再交付回数の彫りを注文します。

弁護士記章番号彫り注文一覧

登録番号	再発行記章	再発行回数	備考
			ピン
			タイタック
			タイタック
			タイタック
			タイタック
			タイタック